

山口県報

平成27年
7月3日
(金曜日)

目次

- 規則
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(こども政策課).....一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....二
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....三
道路の区域の変更(道路整備課).....三
道路の供用の開始(道路整備課).....四
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....四
職業訓練指導員試験の実施(労働政策課).....五
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課).....五
下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....六
- 選管告示
不在者投票のできる老人ホームの指定.....七
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正.....七
- 公安委告示
警備員等の検定の実施.....八



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の

一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年山口県規則第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条第一項中「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(身分証明書の様式)

第八条 法第十九条第二項の身分を示す証明書は、別記第七号様式による。

別記第七号様式中「(㊦㊧㊨㊩)」を「(㊦㊧㊨㊩)」に改め、同様式を別記第八号様式とし、別記第六号様式の次に次の一様式を加える。

第7号様式(第8条関係)

(表)

身分証明書	第 号
所 属 職氏名	
上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第19条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明します。	
年 月 日発行	山口県知事
	印

(裏)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律抜粋

(報告の徴収等)

第19条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長、第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。(第3項省略)

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二〇三三六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年七月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 住化アグロ製造株式会社
住 所 下松市東海岸通り一番地の三
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 住化アグロ製造株式会社下松工場
所在地 下松市東海岸通り一番地の三
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (m ³ /回)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
四九	四・三	平成二七、 八、一八	平成二七、 九、二五	平成二七、 一〇、一	断 続 一四時間 変動あり

備考 「四九」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十九号の農業製造業の用に供する混合施設をいふ。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
四九	七・一	六・一	〇・一
	八・五	六・一	〇・一五
	四・五	四・五	九・四
	九・四	九・四	〇・一五

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・七	二・三	二〇	三三五
八・五	〇・九	一〇	三八〇
	二	一〇	〇・〇六
	〇・一六	三	〇・〇六

山口県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名	施 術 所 名	施 術 所 在 地	指 定 年 月 日
松本 満雄	宇部駅前整骨院	宇部市西宇部南四丁目八番六号	平成二六、七、一
浜田 義信	東洋鍼灸整骨院	松山町四丁目一〇番二四号	〃
河邑 和弘	つばき治療室	萩市大字椿東六二七〇	〃
藤本幸太郎	藤本鍼灸院	岩国市美川町南桑四〇一六	〃
高石 春男	はり、きゅう高石治療院	周東町下久原二四二三	〃
藤井陽二郎	みつい治療院	光市光井三丁目九番六号	〃
藤仲 由武	快生堂治療院	柳井市古開作一〇一七の九	〃
鶴井 東衛	東衛鍼灸治療院	美祢市美東町大田五五〇四	〃

山口県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
山口市中市町五〇の二地先から同市 同町一〇九地先まで	最狭 二二・〇五	最狭 二二・〇五		二二・〇五	八三・五	道路改良工事の完了による。
				二二・〇五	八三・五	

山口県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十七年七月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口県道 宮野大歳線	山口市中町五〇の二地先から 同市 同町一〇九地先まで	平成二十七年七月 四日



(一九四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成二十七年八月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人 ACTSAIKYO
 代 表 者 の 氏 名 金丸 眞明
 主たる事務所の所在地 周南市平和通二丁目一〇番二号

(一九五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年七月三日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 (仮称) ドラッグコスモス西岐波店
 所在地 宇部市大字西岐波二四四九の八
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年二月十九日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二二一平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
四〇台
 (二) 駐輪場の収容台数
一〇台
 (三) 荷さばき施設の面積
二七平方メートル
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量
九立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 株式会社コスモス薬品 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日 平成二十七年六月十八日

(二九六) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十七年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十七年九月七日(月曜日)午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一番地

山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全

部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者
五 受験申請書の受付期間 平成二十七年七月二十二日(水曜日)から同年八月五日(水曜日)まで(郵送の場合、八月五日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書等の提出先 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)

七 提出書類 山口県商工労働部労働政策課

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十七年九月十五日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三一九三三―三三三四)にすること。

(二九七) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成二十七年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
一〇八五八二 六九五五〇	秋太郎			平成二五 五、二六			
一一二四六二 七七八四三	良志福			平成二四 三、三〇			
五七五四七 一一二四〇一	秋幸		その他	平成二〇 〇、二九		級外	
四六九二六 一一二四六八	生高豊 (全和無八九)		無角和種	平成二二 、一三			
一一四〇八五 一四八七八	高春久 (全和一四子受卵山黒一四〇八 五、四八七八)			平成二六 三、二〇		二級	
一一三五四九 二四九八一	滝誠東 (全和一三子山黒一三五四九二 四九八一)			二二、二八			
一一三五五五 五三三三三	照平峰 (全和黒原五八八三)			二、二二			
一一三三七三 一八八七二	勝海 (全和黒原五七九七)			平成二五 六、一一			
一一三三二五 四二二四四	関撰久 (全和黒原五六八三)			五、一三	山口県		
一一三三二五 六六九五五	百合美津福 (全和黒原五六八二)			平成二四 七、二三	広島県		
〇三二六四 一一〇二四	生美治 (全和黒一四八七〇)			一〇、二五			
一一二六三二 四六九一四	勝春茂 (全和黒一四八〇七)			三、三一			
一一二六〇四 三三七一四	安清風 (全和黒原五四七九)			平成二六 八、三六			
一一二五〇六 八二九八四	関茂勝 (全和黒原五四八〇)			二、七		一級	
〇七四九〇 一一二四六五	翔龍 (全和黒原五四三二)			八、三二			
四六四七六 一四四七六	美津安 (全和黒一四七六一)		黒毛和種	平成二二 六、三〇	山口県特級		美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター

(二九八) 下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計
画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。
平成二十七年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開催の日時
平成二十七年七月二十一日(火曜日)午後七時
- 二 開催の場所
下関市秋根南町二丁目四番三三号
下関市立勝山公民館
- 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
(一) 変更する下関都市計画道路三・三・九長府綾羅木線
次のとおりとする。
- (二) 変更する下関都市計画道路三・五・二十九勝山安岡線
次のとおりとする。
- 四 公述の申出の手続
(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十七年七月十四日(火曜
日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下
「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山
口県土木建築部都市計画課に提出してください。
なお、郵送の場合は、平成二十七年七月十四日までの消印のあるものに限ります。
- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公
聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。
- (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限
することができます。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した
者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。
- 五 その他
(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三一
三七三三)にしてください。
(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課
下関市貴船町三丁目一番一号
下関土木建築事務所
下関市南部町一番一号

下関市都市整備部都市計画課
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）



山口県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かわ村高齢者住宅海の家	宇部市大字東岐波一四六四の一	平成二七、六、二二
かわ村高齢者住宅海の家	〃	〃
二丁目	〃	〃
特別養護老人ホームつつみ園	周南市瀬戸見町二番三〇号	〃
	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「特別養護老人ホーム周南 〃 孝田町一番三八号 昭和四九、六、七を削る。
市鼓海園



山口県公安委員会告示第二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年七月三日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員種別 級 受検定員
交通誘導警備業務 一級 二十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
(一) 学科試験
日時 平成二十七年十月五日（月曜日）の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部
(二) 実技試験
日時 平成二十七年十月二十四日（土曜日）
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校
- 三 受検資格
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。
山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。
(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 四 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十七年八月二十四日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

- 3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
- 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

- (二) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

- (一) 警笛は、受検当日各自持参すること。
- (二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十七年十月五日(月曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十七年十月十七日(土曜日)

場 所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十七年八月二十四日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)までの午前八時

三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員

にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この

収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

三一九三三〇一〇)にすること。

平成二十七年七月三日発行

発行所

山口県知事